

日本生物学的精神医学会

会員通信 第97号

日本生物学的精神医学会 2019年度「若手国際交流プログラム」公募のご案内
第28回日本生物学的精神医学会学術賞の公募について
2019年度国際学会発表奨励賞の公募について

尾崎 紀夫（理事長）
学術賞選考委員会
尾崎 紀夫（理事長）

**日本生物学的精神医学会 2019年度
「若手国際交流プログラム」公募のご案内**

日本生物学的精神医学会
理事長 尾崎 紀夫

本年度も昨年度に引き続き、韓国、台湾、香港の各生物学的精神医学会に参加して研究発表をする若手研究者を公募いたします。会員の皆様におかれましては、本プログラムの趣旨をご理解の上、多数ご応募いただきますようご案内申し上げます。

趣旨：本学会は、アジア地域における精神医学領域の研究の発展と交流を促進するために、韓国、台湾、香港の各生物学的精神医学会との間に「若手交流プログラム」を締結いたしました。この取り決めに基づいて、日本と韓国、日本と台湾、日本と香港の各生物学的精神医学会は、それぞれの年次学術集会に若手研究者2名以内をお互いに招聘することになっております。日本生物学的精神医学会には韓国、台湾、香港の各生物学的精神医学会からそれぞれ若手研究者が来日し研究発表することを予定しておりますが、これに対応する形で、韓国、台湾、香港の各生物学的精神医学会に参加して研究発表をしていただくために若手研究者を派遣するものです。

応募資格：申請日現在に40歳以下の本学会会員であること。

応募方法：次の書類を日本生物学的精神医学会国際交流委員長 (jsbp@asas-mail.jp) 宛にEmail添付でご提出下さい。

1) 応募用紙（書式不問・以下A～H全てを記載）

A. 氏名、B. 申請時の年齢、C. 所属、D. 連絡先、E. 派遣希望国、F. 応募の背景と理由400字以内、G. 英文発表予定演題名、H. アブストラクト300words以内)

2) 履歴書および業績目録（書式不問）

応募期限：各国BP学会の年次学術集会の3か月前（日程は各学会にご確認下さい。）

募集人員：本年度は、韓国、台湾、香港への各最大2名で合計最大6名の派遣を予定しております。

学会日程：韓国、香港、台湾の各学会年次学術集会の開催日と場所は、各学会に直接ご確認下さい。

賞の内容：選出された若手研究者は、韓国、台湾、あるいは香港の各生物学的精神医学会の学術集会いずれかに招聘され研究成果を発表するとともに、渡航滞在費とし

て各USD1,000の支給を受ける。

選考方法：会員に対し公募を行い、国際交流委員会にて候補者を選考。

結果通知：派遣者には決定後、本人宛に通知いたします。
以上

**第28回日本生物学的精神医学会学術賞の
公募について**

日本生物学的精神医学会
学術賞選考委員会

2019年1月から12月までに発表された原著論文（レビューでもオリジナリティーガレーブ可）の筆頭著者を対象に、下記の要領で標記賞受賞候補者の募集を行いますので奮って応募（推薦）して下さるようお願い申し上げます。なお、受賞者には年次大会においてポスター掲示を行っていただきます。

記

1. 規定 以下のとおり
2. 推薦要領 推薦用紙、別冊10部を同封し、以下送付先宛ご送付下さい。
(推薦用紙は学会ウェブサイトよりダウンロード可能です。)
3. 送付先 〒112-0012
東京都文京区大塚5-3-13-4F
学会支援機構内
日本生物学的精神医学会事務局 気付
学術賞選考委員会 宛
4. 応募締切日 2020年1月31日（金）必着
以上

日本生物学的精神医学会 学術賞規程

(総則)

第1条 日本生物学的精神医学会（以下、本学会という。）は、本学会正会員の優れた学術研究業績を表彰し、もって若手研究者の育成、生物学的精神医学の発展に寄与することを目的に、学術賞（以下、本賞という）を設置する。

(対象)

第2条 本賞の受賞者は、当該事業年度に発表された優れた原著論文の筆頭著者で、精神科医師の場合は精神科専門研修開始後15年以内、基礎医学を専門とする

医師や医学部以外の場合は博士課程入学後または修士課程修了後（博士課程に進学しない場合）12年以内で、かつ本学会会員歴が3年以上の本学会正会員とし、原則として年1名以内とする。

2 当該の原著論文が翌年度に発表予定のものであっても、校正刷りをもって応募することを可能とする。

(公募)

第3条 公募は原則として年1回、本学会評議員に推薦を募る形で実施する。

(選考)

第4条 本賞の受賞者を選考するため、理事会の承認の下、学術賞選考委員会（以下、選考委員会という。）を設置する。

2 選考委員会は、理事および評議員計8名以内で構成され、理事が委員長となり委員会を代表する。

3 選考対象者と同一講座（大学以外の機関ではこれに準ずる部局）に所属する委員は、当該候補者の選考には加わらないものとする。

4 委員長は選考結果を理事長に報告する。理事長は選考結果を理事会に諮り、理事会の承認により、受賞者を決定する。

5 委員長は年会の際に開催される理事会に選考経緯および選考結果を、また、評議員会に選考結果を報告する。

(表彰)

第5条 本賞の受賞者には賞状および副賞20万円を授与することとする。

附則

本規程は2009年10月4日より施行する。

本規程は2013年11月27日より施行する。

本規程は2017年9月28日より施行する。

本規程は2018年9月6日より施行する。

2019年度国際学会発表奨励賞の公募について

日本生物学的精神医学会

理事長 尾崎 紀夫

2019年度（2019年4月から2020年3月）に開催される国際学会での発表者を対象として下記の要領で標記賞受賞候補者の募集を行いますので奮って応募（推薦）して下さるようお願い申し上げます。

記

1. 規 程 以下のとおり

2. 推 薦 要 領 推薦用紙、評価の参考となる資料（抄録・サーキュラー・学会プログラム等）8部を同封し、以下送付先宛ご送付下さい。（推薦用紙は学会ウェブサイトよりダウンロード可能です。）

3. 送 付 先 〒112-0012

東京都文京区大塚5-3-13-4F

学会支援機構内

日本生物学的精神医学会理事長

尾崎 紀夫

4. 応募締切日 2019年1月31日（金）必着

以上

日本生物学的精神医学会 国際学会発表奨励賞規程 (総則)

第1条 日本生物学的精神医学会（以下、本学会という。）は、若手研究者の国際学会での優れた発表を奨励し、もって生物学的精神医学の発展に寄与することを目的に、国際学会発表奨励賞（以下、本賞という）を設置する。

(対象)

第2条 本賞の受賞者は、当該年度の4月から翌年3月までの間に開催される国際学会における、将来性のある優れた研究の筆頭発表者で、応募時に精神科医師の場合は精神科専門研修開始後10年以内、基礎医学を専門とする医師や医学部以外の場合は博士課程入学後または修士課程修了後（博士課程に進学しない場合）7年以内で、かつ本学会会員歴が1年以上の本学会会員とし、原則として年5名程度とする。

(公募)

第3条 公募は原則として年1回、本学会評議員に推薦を募る形で実施する。

2 公募は、当該年度4月から翌年3月の間に開催される国際学会に参加する者を対象とする。

(選考)

第4条 本賞の選考には、学術賞選考委員会がこれにあたる。

2 選考対象者と同一講座（大学以外の機関ではこれに準ずる部局）に所属する委員は、当該候補者の選考には加わらないものとする。

3 委員長は受賞者を決定し、該当者なしの場合も含めて選考結果を理事長に報告する。

4 委員長は年会の際に開催される理事会に選考経緯および選考結果を、また、評議員会に選考結果を報告する。

(表彰)

第5条 本賞の受賞者には賞状及び副賞を授与することとする。

附則

本規程は1999年4月22日より施行する。

本規程は2013年11月27日より施行する。

本規程は2017年9月28日より施行する。

本規程は2018年9月6日より施行する。